

介護保険施設等実態調査結果の概要

I 調査の概要

1 調査対象施設及び回答率

施設の種別	対象施設数	回答施設数	回答率
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	18	18	100.0%
介護老人保健施設	6	6	100.0%
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	22	14	63.6%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	10	6	60.0%
住宅型有料老人ホーム	3	2	66.7%
サービス付き高齢者向け住宅	18	9	50.0%
軽費老人ホーム(ケアハウス)	3	3	100.0%

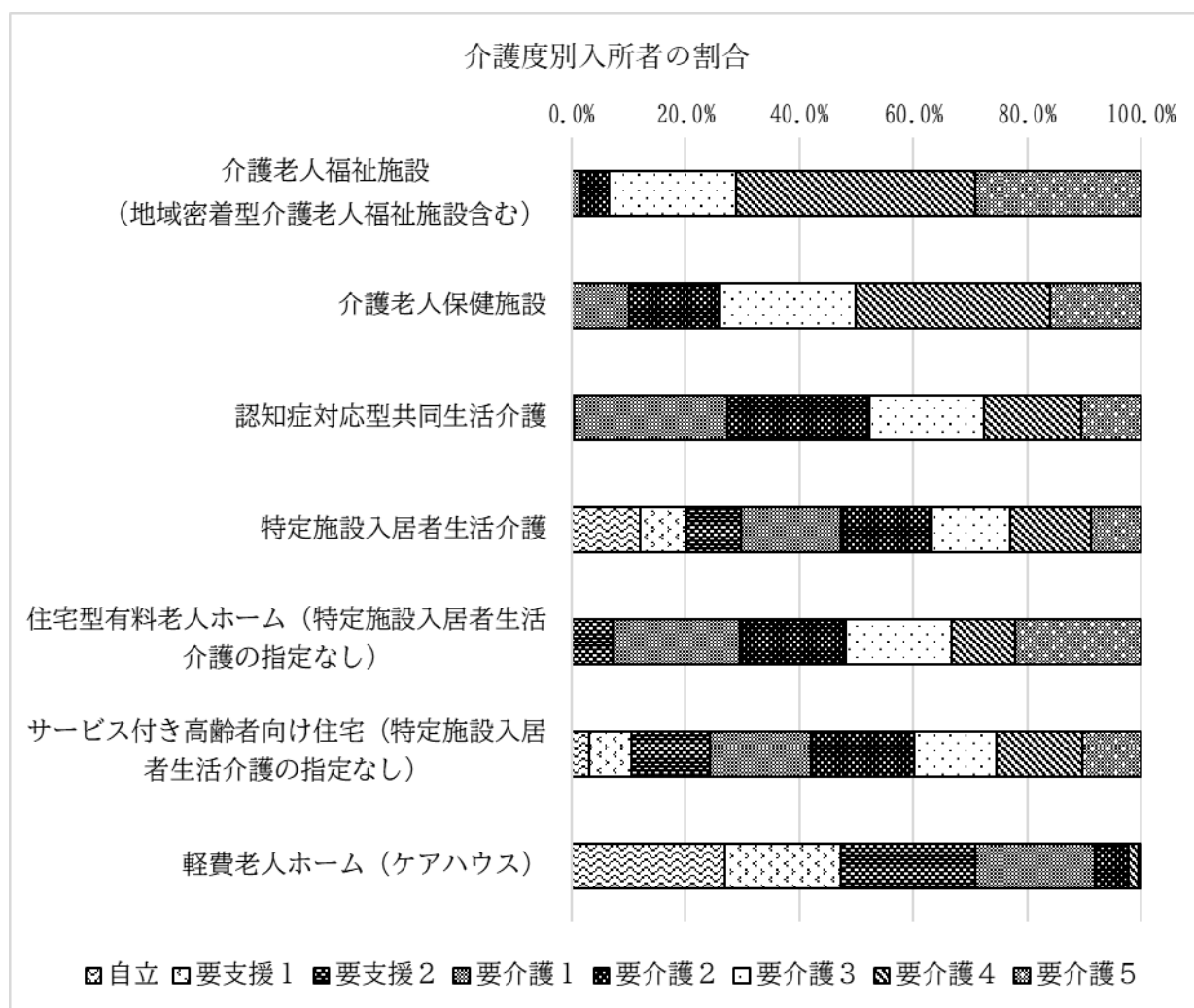
2 調査期間

2023年(令和5年)6月28日(水)～7月28日(金)

II 入所者の状況について

1 介護度別入所者の割合（令和5年4月1日現在）

	自立		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設					1.6%	5.1%	22.2%	42.0%	29.1%
介護老人保健施設					10.1%	15.9%	23.8%	34.3%	15.9%
認知症対応型共同生活介護				0.4%	27.1%	24.9%	20.1%	17.0%	10.5%
特定施設入居者生活介護	12.1%		8.1%	9.7%	17.3%	16.1%	13.7%	14.1%	8.9%
住宅型有料老人ホーム	0.0%		0.0%	7.4%	22.2%	18.5%	18.5%	11.1%	22.2%
サービス付き高齢者向け住宅	3.2%		7.4%	13.8%	17.7%	18.0%	14.5%	15.2%	10.2%
軽費老人ホーム (ケアハウス)	26.9%		20.4%	23.7%	21.0%	5.9%	0.0%	1.6%	0.5%



- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（以下「特別養護老人ホーム」という。）
原則、要介護3以上の認定を受けた高齢者等が入所する施設であり、要介護4の高齢者等が最も多く、他の高齢者施設との比較においても、要介護3以上の高齢者等の割合が93.3%と高い。なお、独居高齢者や家族が病気や障害等により在宅での介護が困難であるなど特例的に要介護1及び2の高齢者等も入所できるが、その割合は低い。
- (2) 介護老人保健施設
在宅復帰を目的にした生活リハビリを行う施設であり、要介護1以上の高齢者等が入居できる。要介護4の高齢者等が最も多いが、要介護3以上の高齢者等の入所割合は74.0%であり、特別養護老人ホームと比較すると低くなっている。
- (3) 認知症対応型共同生活介護
認知症と診断された高齢者等が共同で生活できる施設で、要支援2以上の高齢者等を対象にしている。介護度別の入所割合は、要介護1から3の高齢者等の入所割合が高くなっている。
- (4) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で指定あり）
介護認定を受けていない者（以下「自立者」という。）も入所できる施設で、自立者は希望に応じて、食事の提供やその他日常生活に必要なサービスを受けることができる。また、介護が必要な高齢者等には、食事や入浴、機能訓練等包括的に介護サービスを受けることができる。要介護3以上の高齢者等が36.7%となっている。
- (5) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅
（特定施設入居者生活介護の指定なし）
介護認定の有無にかかわらず、高齢者等が入居できる施設で、介護サービスが必要な高齢者等は、外部の指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーや介護サービス事業者と契約を締結し、介護サービスの提供を受けることができる。要介護3以上の高齢者等が4割以上入居しており、特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず、特別養護老人ホームへの入所希望者の待機施設や代替施設となっていると考える。
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金等で入居でき、食事の提供やその他日常生活に必要なサービスを受けることができる施設である。介護が必要な高齢者等は、住宅型有料老人ホーム等の入居者と同様に、外部の介護サービス事業所等と契約を締結し、介護サービスの提供を受けることとなる。
自立者や要支援1、2、要介護1の高齢者が、全体の9割以上である。
- (7) 全体の傾向
認知症対応型共同生活介護をはじめ特定施設生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅では、要介護3以上の入居者が全体の約4～5割を占めており、多様な施設が特別養護老人ホームへ入所すべき高齢者等の受入れ代替施設となっていることがうかがえる。

2 特別養護老人ホームに併設等の短期入所生活介護サービス利用状況

(令和5年4月1日現在)

短期入所生活介護 利用者数	うち長期利用者
201名	117名・58.2%

短期入所生活介護サービス(いわゆるショートステイ)を利用している高齢者等の内、58.2%は長期利用者(30日以上利用者等)である。

3 待機者数の推移(令和2年度から令和4年度の3年間の推移)

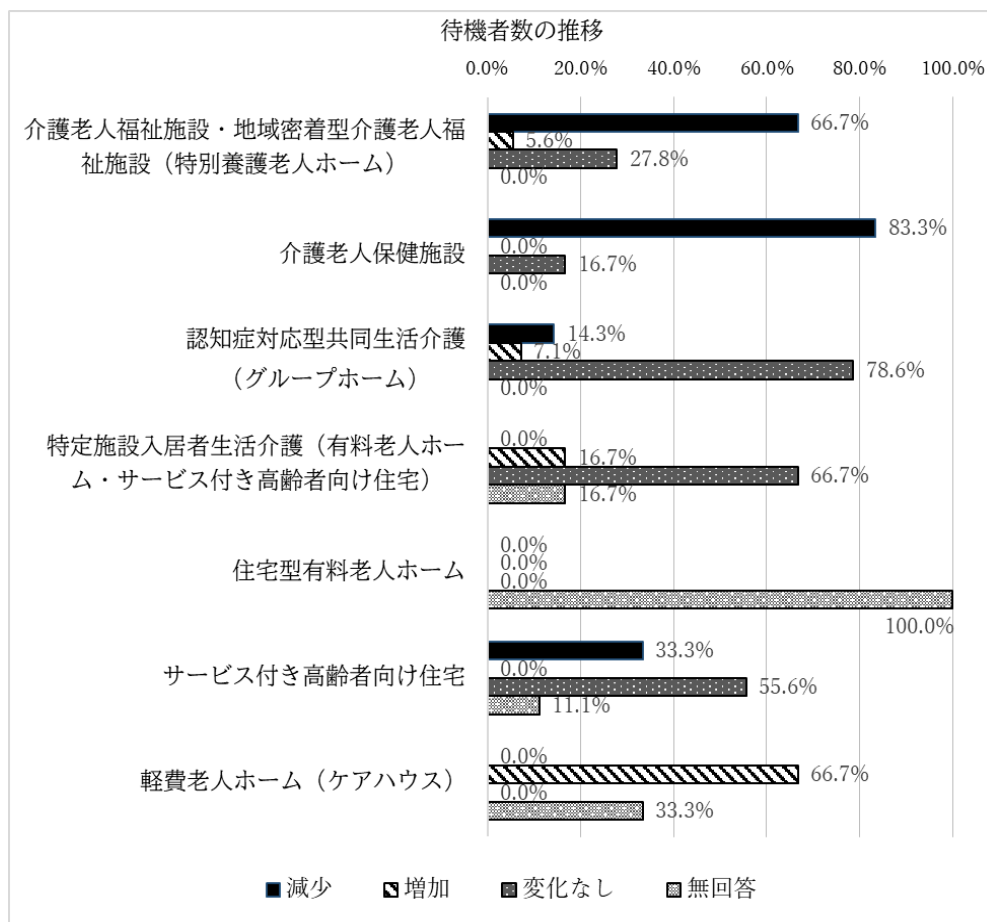
令和2年度からの3年間の待機者数の推移については、特別養護老人ホームでは、66.7%、介護老人保健施設では、83.3%が、待機者数が減少したと回答している。

減少した理由としては、市内で特別養護老人ホームが充足していることや、サービス付き高齢者向け住宅等居住系施設が増加したこと、介護サービスの多様化により在宅介護支援の充実が図られたことなどが挙げられている。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大したことも、待機者数に影響したのではないかと回答している。

一方で、認知症対応型共同生活介護やサービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定の有無にかかわらず)では、待機者の推移に変化はないと回答した施設が最も多くなっている。

軽費老人ホーム(ケアハウス)では、施設等のホームページへの情報の掲載や、入居者等の紹介会社を利用したことにより、増加したと回答している。



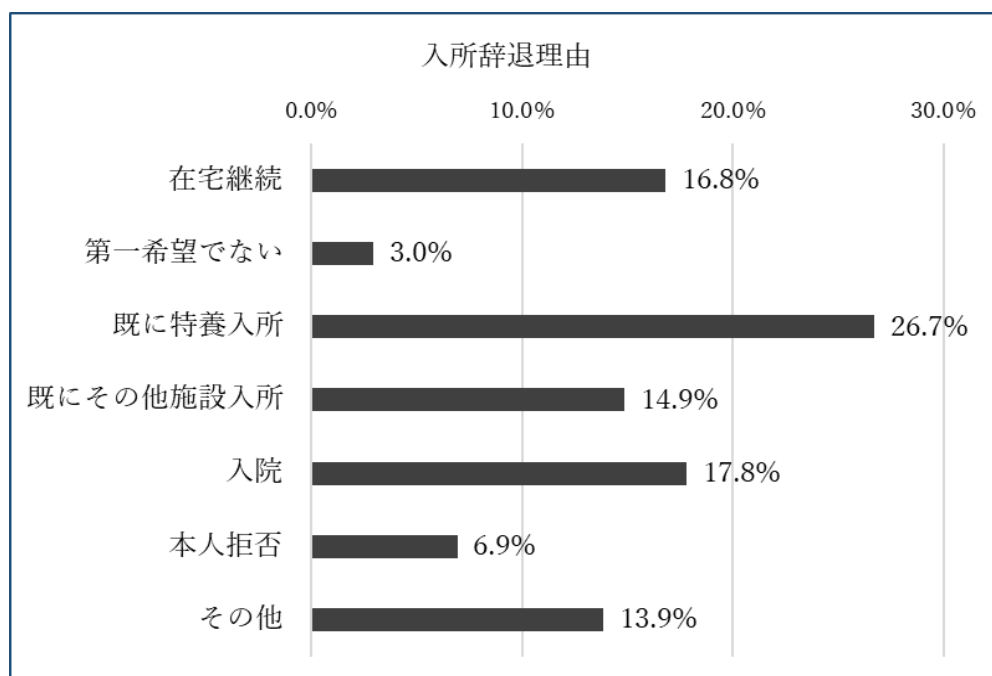
4 特別養護老人ホームにおける入所可能者の内辞退者数及び辞退理由
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日までの入所可能連絡者)

入所可能連絡者	うち入所辞退者とその割合
505名	101名・20.0%

○入所辞退の理由

令和4年度に特別養護老人ホームへの入所が可能となった者のうち、20.0%の者が入所を辞退している。辞退した理由で最も多いのが、「既に他の特別養護老人ホームに入所している」が約3割、特別養護老人ホーム以外の施設と合わせれば、約4割以上の者が、既に施設に入所していることにより辞退している。

また、特別養護老人ホームへの入所申し込みをしているものの、在宅で介護サービスを利用しながら在宅生活を継続する者も16.8%いる。



5 特別養護老人ホームの年間退所者数

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの退所者数)

市内特別養護老人ホーム 定員総数	1年間の退所者数とその割合
1,217人	419人・34.4%

市内の特別養護老人ホームの定員数のおよそ3分の1にあたる419人が1年間に退所している。言い換えれば、これだけの人数が新たに特別養護老人ホームに入所できることとなるため、令和4年4月1日現在の在宅での待機者174名については、在宅生活の継続、本人の入所拒否、その他施設への入所等がなければ、少なくとも数字の上では、この1年間で多くの方が入所できたのではないかと推察される。

6 特別養護老人ホームの整備に関する意見

※現在、特別養護老人ホームを運営している施設を対象に実施

整備は必要	整備は不要	無回答
3件	14件	1件

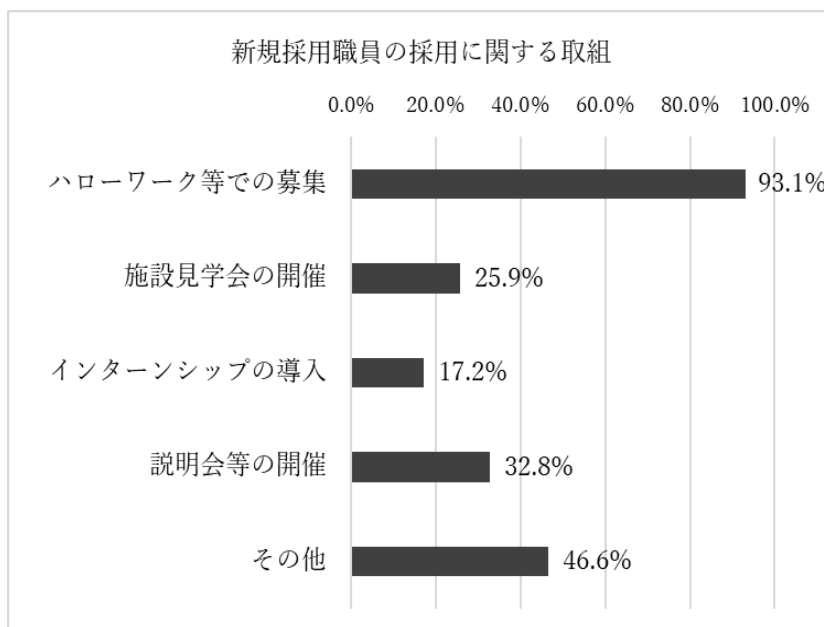
14施設で、特別養護老人ホームの整備は不要と回答している。その理由としては、特別養護老人ホームの待機者は年々減少している、サービス付き高齢者向け住宅の増加も含め、既に十分な受け皿的な施設が整備できている、また、介護職員等や入所者の確保もさらに困難となると回答している。

整備が必要とした施設の意見では、当面は、高齢者人口の増加が見込まれるが、将来的に人口減少が生じ、空床が出るようになった時の在り方等を考えたうえで、整備が必要と回答している。

Ⅲ 介護職員の確保について

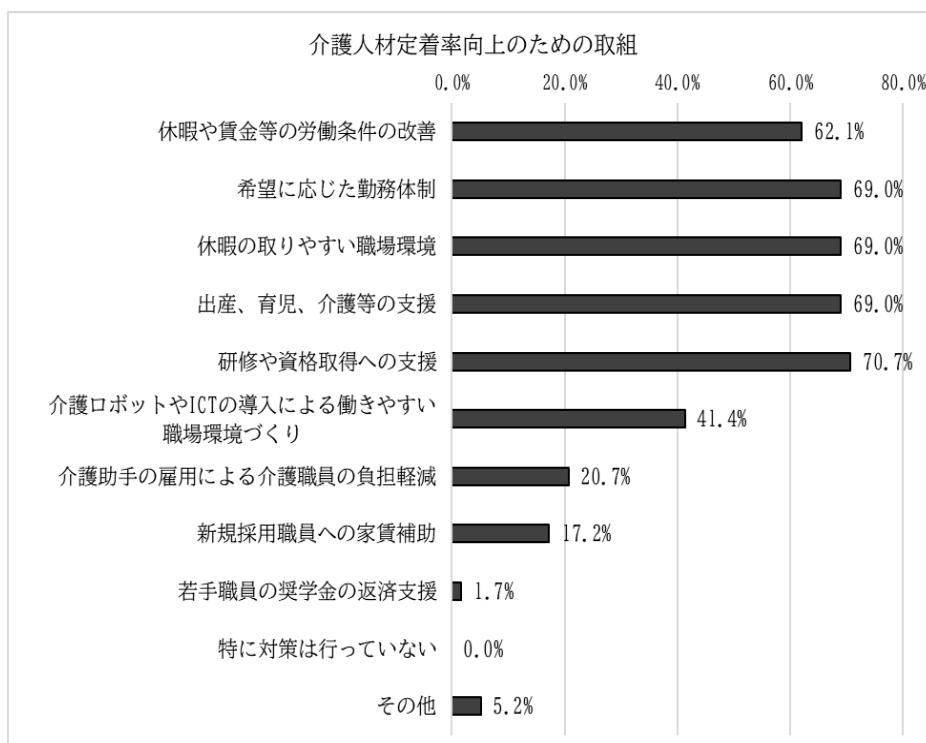
1 新規採用職員の採用に関する施設での取組について（複数回答）

新規で職員を採用するにあたっては、約9割の施設がハローワークを通して募集を行っており、それ以外に施設見学会や説明会等の開催、インターシップを導入していると回答している施設もある。また、人材紹介会社やSNSを活用している施設もある。



2 介護人材の定着率を向上するための取組について

介護職員の定着率の向上に向け、研修や資格取得への支援の取組を行っている施設が最も多く、次いで、希望に応じた勤務体制、休暇の取りやすい職場環境、出産・育児・介護等の支援、休暇や賃金等の労働条件の改善となっている。



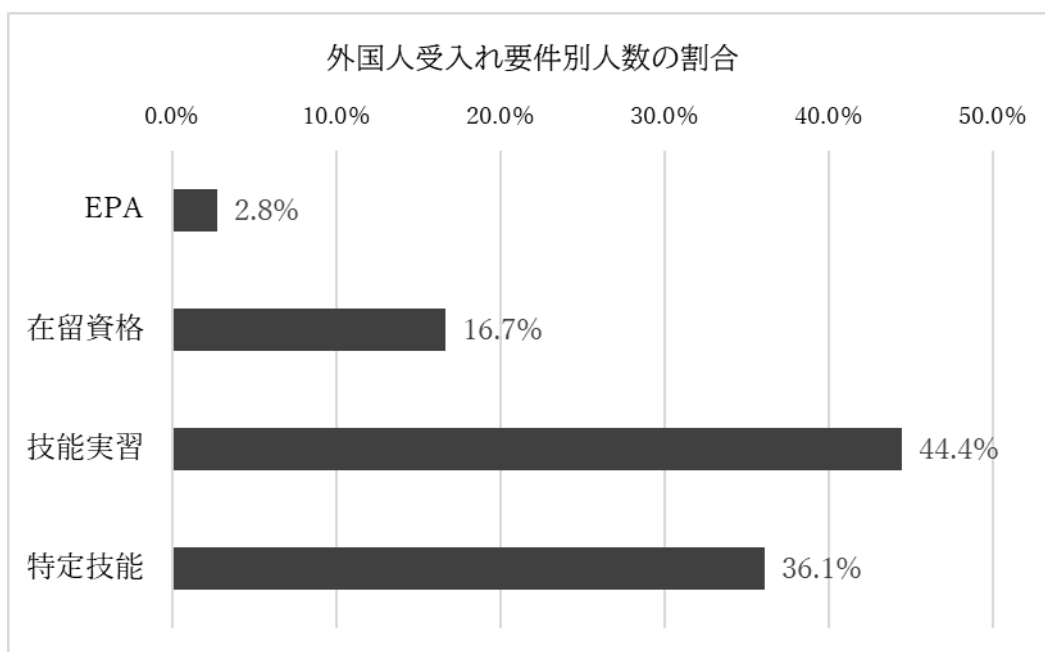
3 外国籍労働者の雇用について

外国人を介護人材として受入れる仕組みとしては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能1号の4種類がある。なお、EPAについては、協定を締結しているインドネシア、フィリピン、ベトナムからの受入れとなっており、それ以外の制度では、国の制限はない。

令和5年4月1日現在、外国籍労働者を受入れている施設は14施設、36人で、技能実習生として受入れている割合が最も高く、4割以上である。

また、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイから受入れている。

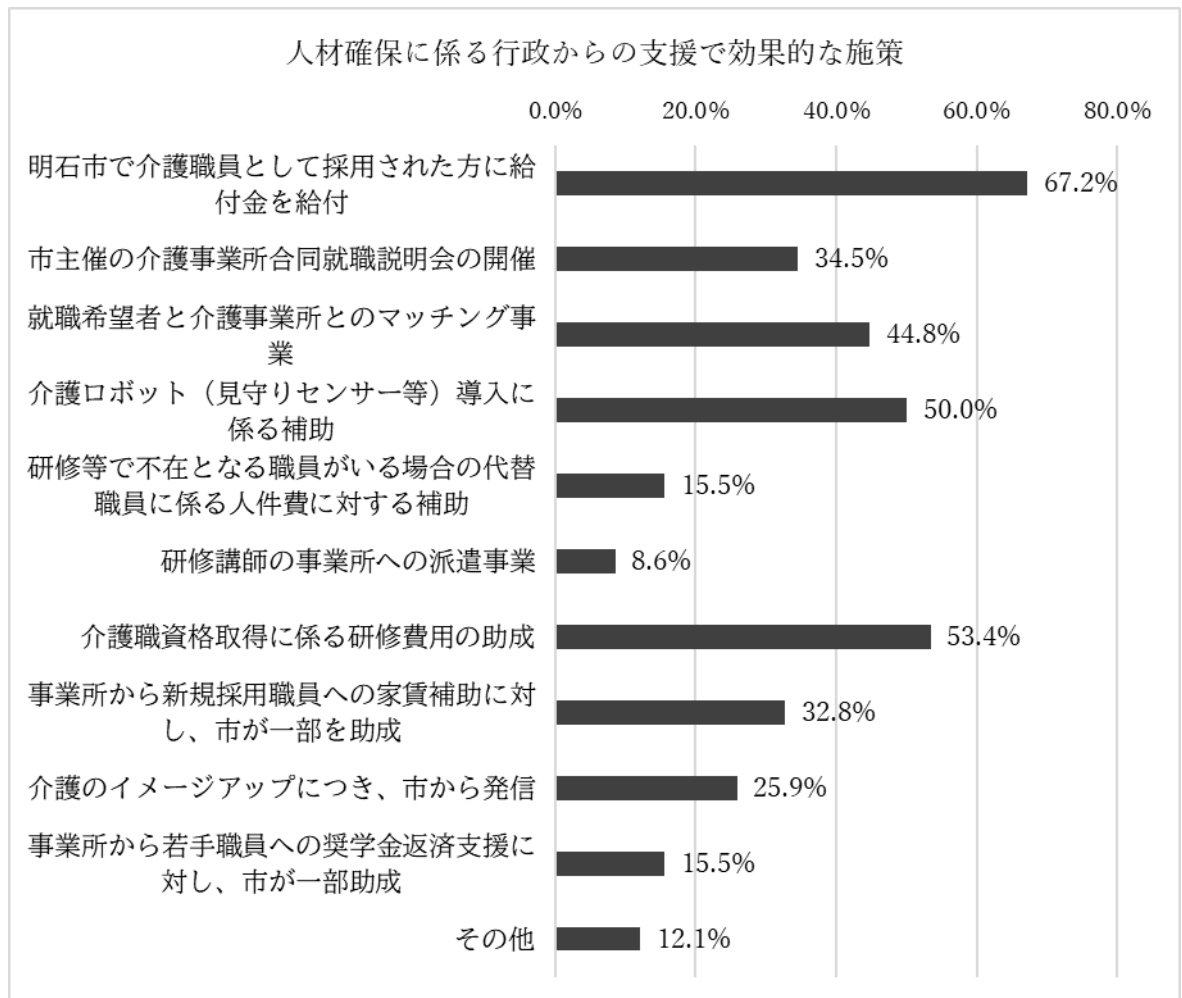
外国人の受入れを考えていない施設では、受入れに係る必要経費や定着の可能性、コミュニケーションの問題等の理由で受入れを考えていないと回答している。



4 行政からの支援で効果的な施策について（複数回答）

6割以上の施設が、明石市で介護職員として採用された方に給付金を給付することが効果的な施策であると回答している。また、介護職資格取得に係る研修費用の助成や介護ロボット（見守りセンサー等）導入に係る補助についても、約5割の施設が効果的と回答している。

その他として、介護職員のみではなく多職種を含む同一事業所での勤続年数に応じた給付金の給付や介護職員以外の賃金改善に係る補助、ケアマネジャー更新研修等についても資格取得支援助成金の拡大、外国人労働者の確保に係る支援（神戸式支援）等を望む意見がある。



IV 施設整備に関する意向について

施設整備についての意向を調査した結果、8割以上の施設は、施設や介護事業所を開設する意向はなく、その理由で最も多いのが介護人材の確保が困難であり、次いで、採算が取れないと考えている。また、その他として、利用者等の確保が困難となる、市街化調整区域での建設ができないことが理由としている。

施設・事業所に開設意向「あり」と回答した施設等では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）に関する整備意向である。

1 新たに施設・事業所の開設意向

あり	なし	未定
4 件	49 件	5 件

○ 意向の理由（複数回答）

